

平成 1 2 年 度 第 3 回 入 札 等 監 理 委 員 会 会 議 録

1 開催月日

平成 1 2 年 1 1 月 2 4 日 (金) A M 9 : 3 0 から P M 0 : 1 0

2 開催場所

北海道庁 3 階 知 事 会 議 室

3 出席者

委 員：藤井委員長、金井委員、伊藤委員、梶井委員、株丹委員、
磯田委員、中谷委員

北海道：跡部入札指導監察監、西澤農政部技監、
梶本水産林務部技監、天谷建設部技監、辻建設部建築整備室長

4 議事

- (1) 開会
- (2) 報告事項
- (3) 意見交換
- (4) 閉会

5 発言要旨

【開会】

報告事項について、入札指導監察監から報告願います。

【報告事項】

9 月末現在の行動計画進捗状況は、農政の多様な入札制度は 1 3 . 5 %、水産は 1 2 %、林務は 1 8 . 6 %、建築は 8 %、土木は 1 3 . 4 % となっており、第 2 回の報告時点よりアップしている状況にある。

次に、入札制度別発注機関別の平均落札率についてですが、おおむね前回と同じような傾向になっているかと思う。

なお、工事希望型指名競争入札は、8 月 2 8 日付けで取扱い要領を定めており、9 月末現在では実施したものはない。

談合情報は、第 2 回の委員会後のものが、5 件あった。

入札制度改善行動計画が実施されてから半年経過し、建設業界の方が、現在どのように感じておられるか、意見や提案があればどのようなものがあるのかを把握し、委員会の場でも検討して頂くため、この間 5 地区の建設業協会の方々と意見交換をして参った。

全般的に見ると入札制度の変化があまりにも急で、業界としても苦労している。元に戻れないということは承知しているということであった。

今後とも意見交換を行って欲しいと各地区で要望された。

ランダム・カットは、優良な経営や技術を持った、受注意欲のある業者がカットされてしまうということは、技術や経営力を生かすという方向と

は違うのではないかと、実施するにしても運用面で、地域性の配慮、敗者復活枠などを設けて欲しいなどの要望があった。

指名枠の拡大については、無理な指名業者数の確保に繋がること、業者の入札対応の事務が過大になること、地域の特性を知らない遠方の業者が入ってきて成果品にも影響が出るという問題の指摘があった。

指名業者名の公表時期については、競争する際には、相手の企業の経営力や技術、受注の余力などを検討した上で入札するが、相手が見えない中で、妥当な価格設定はできず、無理な低価格入札に繋がっていくということで、是非指名時に公表して欲しいとの声が強かった。

予定価格の事前公表については、企業としては適正な積算をして入札に臨むが、公表することにより安易に積算をしないで入札を行い、それが強いて言えばダンピングにも繋がるため、事前公表をしないで欲しいという意見が強かった。

不良不適格業者の排除と技術力の評価という点で、公共工事は国民の生命や安全に関わるものであり、いい工事成績を挙げた技術力のある業者を指名して欲しい、不良業者を排除するためにも、是非データベース化を進めて欲しいという意見があった。

次に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の内容は、行動計画の趣旨や内容におおむね重複しているものが多く、現時点では行動計画の見直しはないのではないかとと思いますが、これから、政令等が出てきた際に検討していかなければならないと思う。

【意見交換】（委員長）

競争入札参加資格審査について、資格区分等に関する検討状況などを関係部から説明させていただきます。

（建設部）

平成13年度、14年度の資格制度について説明する。

道税に滞納がないことの証明書を添付することを義務づけている。道税のうち法人事業税についての添付を求めることを考えている。また、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明も求めることとした。

資格要件としては、道税に滞納がある者、未成年者や不正行為を働いたものなどの欠格要件のほか、建設工事の建設業者の資格要件としては、建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること、経営事項審査を受けていること、直前に完成工事高があることなどとしている。

測量や地質調査などの資格要件は、1年以上事業を営んでいること、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること、測量の場合は測量法による測量業者の登録を受けていることである。

2年ごとに1度、資格等級区分の見直しを実施しており、平成13年度は、等級区分の見直しを行いたいと考えている。

- 行動計画の中で資格制度の見直しという項目がある。
 その中で税の関係は、必ずしも入札の公平性に関係はしない。
 当たり前のことかもしれないが、税金を納めていないのに公共工事を受注することは、いかがなものかということである。
 等級区分は、工事の金額で段階を分けており、それは業者のランクづけに対応するということが、今の入札の基本となっている。
 徹底的に競争させてしまうと、大きな業者が全部受注してしまうことになるので、業者のすみわけをしている。
- 発注標準を基本とすることは、中央建設業審議会の答申においても従前からいわれており、これを基本として入札・契約手続を進めているが、業者の数や工事の規模などから、必ずしも100%発注標準の中で契約が行われていることにはなっていないと、改善を求められている。
- 工事の難易度と工事予定価格は合っているのか。
- 技術の難易度が、必ずしも工事の発注金額と合っていないため、原則等級で発注しようとしても発注できない部分がある。
 監査委員から、必ずしも技術的難易度が高くない工事も特例発注になっているものも見受けられるから検討して欲しいとのことであった。
- 点数と工事の難易度は、どのようにリンクしているかということは説明できるのか。C業者は難しく、B業者ならできるという点数と工事の難易度は連動しているのか。
- 経審の点数は、個別の工事を挙げて、点数で、この工事ができるできないとの判断は、経審の点数からはできないと思う。
 あるとすれば、個別の過去の実績や経験に基づいての判断になると思う。
- Bランク工事かというときには、本来は金額ではなくて、この工事はどの程度の難易度があって、どういう技術力が必要かということになっていないと思う。
- この工事はどの難易度の工事かということに分けることができれば、それに合わせた方がいいと思う。
- 問題は、特例を使うときの説得性であると思う。

(委員長)

今のご意見を少し整理して論点をまとめていただきたいと思います。

(委員長)

事後点検や議会議論や業界などから、たくさんの意見が出されている。これらを踏まえて、事務的に５点のことを進めることとしている。

これを一括して、監察監からご説明していただく。

(監察監)

成果品の適切な評価と不良不適格業者の排除を事例で説明し、検討いただきたいと思う。

ある社が、工事を６月末から施工し、その上で１０月に２件の工事を地域限定型で受注したが、会社の施工体制が整っていないため、そのうちの１件の工事に全然着手しないという状況になっている。

６月末からの工事は、１０月の段階でかなりの部分が済んでおり、工事施工の過程で、監督員から何度か注意を受けていた。このような業者が、地域限定型に申請し、資格を認められ、落札したという事例である。

現行の地域限定型の入札参加資格は、過去に同種同規模の施工実績があることなどが要件であり、門前払いができないシステムとなっている。

こうしたトラブルをどう防いでいくかということを、検討していかなければならないと考え、今回の委員会に提案させていただいた。

全ての工事の予定価格を事前公表している。

過去５年間で受注実績があった業者ですが、成果品の引き渡しを受けたので、結果的には合格点ですが、合格点スレスレのものがあった。

- フィードバックをどうするかという問題であり、評価によっては事前に入れない仕組みを作ることができたのではないか。
- 企業の技術者の余力等に対する情報交換があれば、この企業が受注することは困難であると、判断できたのではない。
- 形式的に入札参加資格に適合していれば排除できなく、客観的な何かがあれば、排除できない。
- 工事の施工の過程を評価すれば、こういう業者を次の機会に排除できたのではないか。そのようなことをあらかじめ規定しておけば、形式要件となるのではないか。

(委員長)

では、次の事例をお願いする。

(監察監)

４件の地域限定型一般競争入札を行った。いずれもＣ等級の工事で、予

定価格の事前公表を行っていた。支庁管内のC等級の土木工事の資格者は、200社程度あるが、指名実績のある業者は〇〇社である。

地域要件は、支庁管内全域あるいは〇〇市を除く支庁管内全域としたが、入札参加申込があったのは、3～4で同一業者であった。

地域性に応じて、いかに業者を指名することが課題であると思う。

工事の規模や種類、地域性などを勘案した一定地域の範囲の検討が必要ではないかということとを検討いただきたいと思います。

- 今まで、支庁管内だけの地域要件を設定したが、なぜ支庁の行政区域を越えてはならないのか。
- 支庁の行政区域を越えてはいけないということはないが、管内の業者育成や地域振興ということを考えた場合、このような考え方になっている。
- 時間的な距離があると、モチベーションが低くなるので、支庁の行政範囲を越えても良いのではないか。
- 今回の事例であれば、全体調整をすれば良いと考える。
工事の種類や地域によって、どこまであれば競争が成り立つのかがわからないので、検討を要すると考える。
- 今回の工事は、利益の少ない工事であったと考えられ、現場に近い業者でないと、モチベーションが低い事例ではないかと思う。
- 単にエリアを広げて行けばいいのではなく、無理に集める必要はないと思う。

（委員長）

発注部に検討をしていただくとして、次の説明をお願いします。

（監察監）

平成10年から支庁と土木現業所との間で、指名選考委員会の際に、副支庁長や副所長が相互に立ち会うことをしている。

しかし、行動計画により、指名選考委員会が、かなり透明性や公平性の確保が条件が整備されていることから、廃止に向けた検討を発注部にしていきたいと考えている。

（委員長）

次の説明をお願いします。

(監 察 監)

予定価格の事前公表の検討に当たっての意見等があれば、是非伺いたいと思う。

- 予定価格の事前公表は、行動計画の中で、いずれかの機会には方向性を決めるべきこと考えている。

議論をするときにどんな資料が一番適切かということがある。他の都市の事例や各種の入札の一定割合を試行しているので、そのデータ、特に落札率を見てもいいことかと思う。

- 以前議論になったのは、落札率の議論と成果品がどうであるかと思う。成果品そのものだけでなく、プロセスも含めて考えていくことであると思う。落札率が下がってどうかということがあります。

- 議論のポイントの一つとして、事前公表をすることによって、探りがないであろうということで、事前公表の意義があるとのことでしたが、ランダム・カットなどの多様なことを行うことによって、減ってきていると思うので、そこをどう判断するかということがあると思う。

(委員長)

次の説明をお願いします。

(監 察 監)

共同企業体に関してであります。国の運用準則に外れたことを行っているという指摘である。

現在関係部で検討しており、次回の委員会に報告できると思う。

(委員長)

この他に検討しておく事柄がありましたら、お話しいただきたい。

- 建設業の共同企業体は、共同受注のためのものではありませんが、それだけではなく、企業経営をよりよくするための共同企業体であってもいいと思います。全てが合併ではなく、緩やかな連携があっても良いと思います。
- 指名基準の中で、受注意欲をどのように把握しているかが不透明である。指名基準の中にある以上は、ある程度の目安を作らないと、解釈でいろいろ分かれて、指名基準としての役割を果たさない恐れがあると思う。

(委員長)

本日はこの辺で終了する。長時間ありがとうございました。